

(基準の特例)

第 16 条の 3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、本節の基準によらなくとも消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例設置を認めることができることとして、弾力的に運用ができるように規定したものである。

火を使用する器具についても、第 2 1 条の 2 で基準の特例の規定を設けている。

- 1 本条の具体的な運用として、第 2 条の【解釈及び運用】 4 で概略を述べたが、現在は、関係官庁、消防機関、学識経験者、関係団体からなる「防火性能評定委員会」を組織し、液体又は気体燃料を使用する新しく開発された燃焼機器についての防火上の有効性を評定し、これらの燃焼機器に対する基準の特例についてシステムの的に処理する体制が整っている。

これは、今後、科学技術進歩に伴って、防火性能の優れた燃焼機器や全く予想もしない特殊な設備が出現してきた場合、その防火性能を評定することができるようにしたものである。そうすることによって、基準の特例申請を行う場合、窓口が各消防本部となっているため、全国的に設置する場合の大量生産的な燃焼機器に対する特例申請の窓口の一本化による製造業者の利便化並びに各消防本部における火気設備に対する検査の簡便化を図ったものである。

更に、現行の火災予防条例上では、別表に掲げる入力値を超える燃焼機器については、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「火災予防上安全な距離」を規定していないため、本委員会では当該離隔距離を決定し、これらの特例を認めた「離隔距離」及び「火災予防上安全な距離」について、本委員会の表示ラベルを貼付することとしている。このラベルにより他の燃焼機器との区別を明確にし、適正に設置させることが必要である。

- 2 評定の方法は基準評定方式と型式評定方式がある。

「基準評定方式」は、燃焼機器でも大量生産的なもので、一品一品評定するのではなく、試験基準を定め、その基準に従って試験することにより評定する方法である。

「型式評定方式」は、単品生産的な燃焼機器に対して行う評定方式で、まず試験基準を定め、その基準に従って試験を行い、試験結果に基づきその機器に対する離隔距離を評定する方法である。

- 3 防火性能評定委員会において評定を受けた製品には、表示ラベルが貼付される。

なお、表示ラベルの「可燃物からの離隔距離」の可燃物とは、建築物の可燃性の構造の部分及び可燃性の物品をいう。

(表示ラベルの例)

※ガス機器防火性能評定

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
ガス機器防火性能評定委員会			

ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上	以上
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上	以上
ガス機器防火性能評定委員会				

※石油燃焼機器防火性能評定

石油燃焼機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
石油燃焼機器防火性能評定委員会			

石油燃焼機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方
石油燃焼機器防火性能評定委員会				